

香川県鳥インフルエンザ対応持続化支援給付金交付申請書

【養鶏業者用】

1	申請日	令和3年	月	日
	住所			
	氏名			

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

香川県知事 殿

香川県鳥インフルエンザ対応持続化支援給付金交付要綱第4条の規定に基づき、給付金の交付を申請します。

記

2	申請者の情報	申請者 (氏名又は法人名)	フリガナ												
			個人事業主の氏名又は法人の名称												
		住所(主たる事務所所在地)	フリガナ												
		法人の場合の記入欄	法人番号												
			資本金額又は出資の総額							万円	決算月			月	
		個人事業主の場合の記入欄	屋号など (〇〇農場など)												
		事業内容等	業種					常時使用する従業員数					人		
		県内の主たる事業所の所在地								電話番号					
		県内の事業所で引き続き事業を継続する意思の有無		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	左記事業の内容										
申請者の区分		<input type="checkbox"/> 養鶏業者													

3	給付金の振込口座情報	金融機関名							金融機関コード			(4桁)
		店舗名							店番号			(3桁)
		口座種別	<input type="checkbox"/> 普通			<input type="checkbox"/> 当座			<input type="checkbox"/> その他 ()			
		口座番号							(右詰めで記入)			
		口座名義	フリガナ									

4	問合せ先	(フリガナ)					担当者 所属部署				
		担当者氏名									
		電話番号					メールアドレス				
		FAX番号									

5	売上げの情報	当期	令和2年11月から令和3年2月までの売上高の合計額	当期の売上高 ①		円	
				消費税及び地方消費税は税抜きで記入			
		前年同期	令和元年11月から令和2年2月までの売上高の合計額	前年同期の売上高 ②		円	
				消費税及び地方消費税は税抜きで記入			
		前年同期からの減収額 ③ [② - ①]		減収率 (%) [③ ÷ ② × 100] 小数点以下切捨て <u>(50%以上)</u>		円 %	
		給付金申請額 (右欄を参照)		100万円。ただし、③の額が100万円未満の場合は、③の額(千円未満切捨て)。			円

6	鳥インフルエンザの発生や移動制限による経済的な影響の状況					
	<p>(記入の要領)</p> <p>鳥インフルエンザの発生又は移動制限に起因して売上げが減少した理由や状況(経営農場の移動制限により出荷ができなくなった、又はヒナが入荷できなくなり生産量が減少したなど)を具体的に記入してください。</p> <p>また、2月末までに申請する場合は、申請日以降に当期の売上げは発生しないことを記入してください。</p>					

添付書類（要綱第4条に基づき、次の関係書類を添付し、提出してください。）

1 申請者の県税に係る納税証明書(全ての県税に滞納がない旨の証明（完納証明書））（原本）												
2 この申請書の項目5に記入した「当期の売上高①」及び「前年同期の売上高②」に係る次に掲げる書類												
<p>(1)申請者が法人の場合</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 336 255 459">ア</td> <td data-bbox="255 336 1546 459"> 法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき提出した前事業年度等の法人税確定申告書のうち次に掲げる全ての書類 ① 法人税確定申告書別表一（控え）の写し ② 法人事業概況説明書（控え）の写し </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="199 459 1546 616"> 【注】 当期（令和2年11月から令和3年2月まで）又は前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）の月別の売上（収入）が、上記(1)ア②の法人事業概要説明書の「<u>月別の売上高等の状況</u>」により確認できない場合は、下記イの書類を併せて提出すること（確認することができない月に係る書類のみを提出すればよい。）。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 616 255 884">イ</td> <td data-bbox="255 616 1546 884"> 当期及び前年同期のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。 (ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書 </td> </tr> </table> <p>(2)申請者が個人事業主の場合</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="199 952 255 1131">ア</td> <td data-bbox="255 952 1546 1131"> 所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づき提出した令和元年分等の所得税確定申告書のうち次に掲げる書類 ① 所得税確定申告書第一表（控え）の写し ② 青色申告書である確定申告書を提出した場合は、①及び所得税青色申告決算書（控え）の写し </td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1131 255 1444">イ</td> <td data-bbox="255 1131 1546 1444"> 当期（令和2年11月から令和3年2月まで）及び前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。 (ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="199 1444 1546 1579"> 【注】 当期又は前年同期の月別の売上（収入）が、上記(2)ア②の所得税青色申告決算書の「<u>月別売上（収入）金額及び仕入金額</u>」により確認できる場合は、当該月に係る売上（収入）を確認できる書類の添付を省略することができる。 </td> </tr> </table>	ア	法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき提出した前事業年度等の法人税確定申告書のうち次に掲げる全ての書類 ① 法人税確定申告書別表一（控え）の写し ② 法人事業概況説明書（控え）の写し	【注】 当期（令和2年11月から令和3年2月まで）又は前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）の月別の売上（収入）が、上記(1)ア②の法人事業概要説明書の「 <u>月別の売上高等の状況</u> 」により確認できない場合は、下記イの書類を併せて提出すること（確認することができない月に係る書類のみを提出すればよい。）。		イ	当期及び前年同期のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。 (ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書	ア	所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づき提出した令和元年分等の所得税確定申告書のうち次に掲げる書類 ① 所得税確定申告書第一表（控え）の写し ② 青色申告書である確定申告書を提出した場合は、①及び所得税青色申告決算書（控え）の写し	イ	当期（令和2年11月から令和3年2月まで）及び前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。 (ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書	【注】 当期又は前年同期の月別の売上（収入）が、上記(2)ア②の所得税青色申告決算書の「 <u>月別売上（収入）金額及び仕入金額</u> 」により確認できる場合は、当該月に係る売上（収入）を確認できる書類の添付を省略することができる。	
ア	法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき提出した前事業年度等の法人税確定申告書のうち次に掲げる全ての書類 ① 法人税確定申告書別表一（控え）の写し ② 法人事業概況説明書（控え）の写し											
【注】 当期（令和2年11月から令和3年2月まで）又は前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）の月別の売上（収入）が、上記(1)ア②の法人事業概要説明書の「 <u>月別の売上高等の状況</u> 」により確認できない場合は、下記イの書類を併せて提出すること（確認することができない月に係る書類のみを提出すればよい。）。												
イ	当期及び前年同期のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。 (ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書											
ア	所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づき提出した令和元年分等の所得税確定申告書のうち次に掲げる書類 ① 所得税確定申告書第一表（控え）の写し ② 青色申告書である確定申告書を提出した場合は、①及び所得税青色申告決算書（控え）の写し											
イ	当期（令和2年11月から令和3年2月まで）及び前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。 (ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書											
【注】 当期又は前年同期の月別の売上（収入）が、上記(2)ア②の所得税青色申告決算書の「 <u>月別売上（収入）金額及び仕入金額</u> 」により確認できる場合は、当該月に係る売上（収入）を確認できる書類の添付を省略することができる。												
3 その他知事が必要と認める書類（必要に応じて提出をお願いする場合があります。）												